

戦前のアメリカ伝道と日系移民社会 ③

おやさと研究所研究員
尾上 貴行 Takayuki Onoue

日本人移民の中の天理教布教師

アメリカ本土において天理教の教会が設立され、組織的な伝道が開始されたのは1927年以降であるが、それ以前に、19世紀後半から急激に増加した日本人移民の中には天理教の布教師や信者も含まれ、労働に従事するかたわら積極的に布教活動を行う人々もいた。アメリカ伝道序編纂の『天理教米國布教十年史』には、そのような先駆者たちの名前があげられている。なお、()内は当時の教会系統である。

ロサンゼルス：緒方新蔵(郡山)、神野深次(新潟)、野町玉之助(高知)。

サンフランシスコ：神沢常太郎(甲府)、清水すま(芦津)、犬塚萬之助(敷島)。

ターロック：杉浦虎吉(越乃國)。

ポートランド：岡崎薫夫(本島)、橋都カナヘ(甲賀)。

シアトル：橋詰光恵(高知)、篠原栄(郡山)、高階ゆき(河原町)、尾崎佐市(南海)、濁沢つね(水口)。

ミズーラ：廣光作吾(高知)、土居銀熊(高知)。

これらの人々は、農業、鉄道、洗濯業、ホテルなど様々な仕事に従事しながら、各地で布教を行っていた。中には天理教集談所の看板を掲げて熱心に戸別訪問を行った緒方新蔵や、月々数十名の人々が集まり月次祭を執行していた篠原栄など、活発に活動していた教友もいた。また当時は移民社会の日本人が主な布教対象であったが、廣光作吾のように日本人以外にも大いに信頼を得ていた人もいた。廣光は1987年頃渡米し、鉄道業に従事するかたわら布教を展開し、春夏の大祭には100名を越える参拝者があつたようであるが、仕事中転落し64歳で死亡している。廣光氏の知人が氏を追憶して以下のように語っている。

私達が今迄出会いはした人の中であんな人はありませんね。宗教家とか云ふものも沢山あり、私達もその宗教家と云ふものに度々出会ひ見聞したこともありましたが、あんな人はありません。働いてても愈々神様に働かせて貰つてあるといふ気持がありへと見えました。白人からあの方は働かなくてもいゝと云はれましたがどうしても出て行く。そしてそんな人だから出て行くと人の嫌ふ仕事を喜んで人一倍働くのです。鉄道で働いて居ると度々怪我をします。あの人も度々怪我をしますが神様の御紙とか云ふものを貼つて一度も休んだことがありません。そしてそれでちやんとよくなるのです。(天理教アメリカ伝道序編、8～9頁)

また、当初から明確な布教目的をもって渡航した先駆者としては、船場大教会の玉置仙太郎があげられる。梅谷梅次郎2代会長の海外伝道への強い思いを受け、玉置は1896年に密航で渡米している。ただし、しばらく熱心に布教活動に従事していたが、その後の詳しい記録は残っていない。

宗教家としての渡米開始

こうして移民労働者として渡米した天理教布教師や信者が、就労しながら各々の信仰実践として布教活動を行っていたが、教内での海外伝道への気運の高まりやアメリカ日系移民社会における諸要因により、1920年代後半からアメリカ本土において組織的な伝道が開始されることになった。移民としてサンフ

ランシスコに在住していた神沢常太郎は、教会を設置し、本格的に布教活動を開始するにあたり、現地の日本領事館と移民局に出向き、宗教活動に関する問い合わせをしている。

天理教布教並に天理教会設置の赴きを語り領事の意見を叩きました處、元米國は宗教國でありまして、其の創立が宗教問題に因を發してをる國でありますので、如何なる宗教をも歓迎するとの事で、永年在住してをりました私が宗教に携はる事を大変喜んでくれたのであります。領事館の紹介状と英訳された私の過去を語る教職辞令を持つて私はワシントン政府のサンフランシスコ出張所たる移民館にミツチエル氏を訪れました。氏は領事の言葉を裏書する如く、米國は宗教國である、如何なる宗教の渡米も歓迎する、尚米國政府は宗教団体に対して、特殊の権利と保護を與へる……旨の意見を聞いて私は感激に燃えて移民館を立ちました。(神沢、42頁)

当時、1924年に制定された移民法により、日本人が労働目的で渡航することは禁止されていた。しかし、宗教家としての入国は許されており、布教師たちは宗教家査証を取得して渡米することになった。そのためには教会本部からの証明書など様々な書類が必要であった。この件に関しては本島系の布教師派遣に携わった中西喜代造の報告(『みちのとも』1928年7月5日号)に詳しい。現在でも外国に渡航し在住する際の手続きは簡単ではないが、当時の実務手続きの煩雑さがよく窺われる。以下、中西の報告に基づいて、当時の渡航手続きについてみてみたい。

北米で布教する場合、真柱名の任命書、外務大臣名の渡航免状そして日本駐在アメリカ領事の査証が必要であった。一般的な手順としては、まず海外伝道部が定める海外布教に関する規定に従って願書を提出し任命書を下付して貰う。渡航免状に関しては居住地の地方警察署を通じて知事宛に布教目的での渡航許可申請を行い、外務省に具申され渡航許可証が下付される。申請から下付まで1カ月から2カ月かかるが、不慣れな県では事務に時間がかかる場合があつた。その後最寄りの北米領事館に査証申請を行う。最終的に、申請者本人が領事館に出向き領事と面談をして合格すると査証が下付される。その際の留意点は服装と態度であるとして「宗教家でありますから何も贅沢な身装を凝らす必要はありませんが、垂米利加人は宗教家に対して非常な尊敬を以つて対して来ますから、キチンとした服装をされ、変な髭のある人は剃り又頭髪のボヤケた人は刈るなり分けるなりして逢ふに限ります。」(中西、60頁)と述べている。また面談は日本語の場合は通訳を介して行われた。

天理教の教師として初めて宗教家の査証を取得して渡米したのは郡山部属の東田春雄であり、ロサンゼルスに在住する叔父の緒方新蔵を頼つて1927年の3月に渡っている。以後、多くの布教師が宗教家として次々と渡米することになった。

[参考文献]

- 神沢常太郎「北米に於ける天理教」『みちのとも』1927年10月20日。
中西喜代造「ポートランド教会の設立……と北米への布教の話……(二)」『みちのとも』1928年7月5日。
天理教アメリカ伝道序編『天理教米國布教十年史』天理教アメリカ伝道序、1938年。